

●亀岡市高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金に関するQ&A（令和3年3月9日現在）

番号	カテゴリ	質問内容	回答
1	1. 申請について	申請の際に、事前の相談が必要か。	本補助事業で補助対象とするPCR検査等は、あらかじめ市に相談し、事前協議を行っていただく必要はありません。ただし、感染者が発生した場合は速やかに市に報告いただくこととしているため、あわせてご相談いただくことは可能です。
2	2. 対象経費	補助対象となる経費はいつからのものか。また、いつまでのものか。	令和3年1月13日以降、令和2年度中に実施した行政検査の対象外となった新規入所者及び職員に係る検査費用が対象となります。すなわち、既に行ったPCR検査等も補助対象となりえます。また、令和2年度中に交付申請をすることが必要です。
3	2. 対象経費	医療機関を受診し、保険適用外のPCR検査等を行った場合、検査費用の他に診療により発生する初再診料など医療費の自己負担部分も補助対象となるか。	医療保険適用される医療費の自己負担部分は補助対象とならず、保険適用外の検査費用のみが対象となります。
4	2. 対象経費	感染症指定医療機関等を受診し、保険適用でPCR検査等を行った場合、検査費用の自己負担部分は補助対象となるか。	なりません。なお、保険適用されるPCR検査等について、当該検査費用の負担は本人に求めないこととされています。
5	2. 対象経費	検査費用として、20,000円を超える金額を支給したが、超える部分については補助対象外か。	お見込みのとおりです。
6	2. 対象経費	抗原定量検査を行った結果、陰性と判定され、確定診断のためにPCR検査を行った場合の補助上限は。	おたずねのケースでは、同一の事由により複数回の検査を行っており、補助上限は20,000円である。なお、抗原定量検査であっても発症2日目から9日以内の有症状者について、陰性であっても確定診断が可能です。
7	2. 対象経費	感染者が所定の期間の療養後、職場に復帰するにあたりPCR検査等を行った場合、当該検査費用は助成対象となるか。	当補助事業は、事業所等で感染者が発生した場合で、濃厚接触者の定義からは外れ行政検査の対象外となった新規入所者及び職員について、検査費用を補助するものです。お尋ねのケースはそもそも行政検査の対象となりえず、補助対象となりません。
8	2. 対象経費	抗体検査及び抗原定性検査の費用は助成対象外か。	お見込みのとおりです。

●亀岡市高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金に関するQ&A（令和3年3月9日現在）

番号	カテゴリ	質問内容	回答
9	2. 対象経費	同居する家族が濃厚接触者として保健所等から特定され、当該家族にPCR検査が行われる又は行われた場合であって、検査結果の判明前にPCR検査等を行った場合、当該検査費用は補助対象となるか。	感染拡大防止の観点から、高齢者施設等に従事する職員に対して早期にPCR検査等を行うことが必要であるため、同居する家族が濃厚接触者として特定された場合に限り、当該職員（濃厚接触者の接触者）が受けたPCR検査等費用は、同居家族のPCR検査等結果の判明前であっても、補助対象とします。またこの場合の同居家族の検査結果は問いません。ただし、当該職員（濃厚接触者の接触者）が受けたPCR検査等の結果の判明前に、当該職員と同じ事業所の職員で、接触があった者や、直接サービスを受けた利用者がPCR検査等を行った場合は補助対象外とします。
10	3. 対象者	感染者が発生したことを機に、事業所の職員全員にPCR検査等を行いたいのが、助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、当補助事業は感染者が発生した場合に、事業継続に必要な検査を支援する趣旨でもあることから、感染者との接触が認められない者まで対象とすることはできません。
11	3. 対象者	補助対象は感染者と直接の接触があった者の検査に限られるか。	必ずしも直接の接触があった者に限るものではありません。例えば感染可能期間中に感染者と交代勤務で同じ事務所で業務に従事していた者なども対象となり得ます。
12	3. 対象者	感染者といつ接触があった者が対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、接触期間については、「患者の感染可能期間は発症2日前（無症状病原体保有者の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前）から入院、自宅や施設等待機開始までの間」とされていることを参考にさせていただきます。
13	3. 対象者	居宅に訪問するサービス（介護保険サービスの訪問介護、障がい福祉サービスの居宅介護など）で、サービス提供者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者が想定されます。なお、利用者の家族や利用者にサービス提供した他の事業所のサービス提供者が行う検査費用は助成対象外です。
14	3. 対象者	居宅に訪問するサービス（介護保険サービスの訪問介護、障がい福祉サービスの居宅介護など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者が想定されます。なお、サービス提供者と同じ事業所で、感染者へのサービス提供を行っていない者が行う検査費用は助成対象外です。
15	3. 対象者	施設に通所するサービス（介護保険サービスの通所介護、障がい福祉サービスの生活介護など）で、サービス提供者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者や、接触の可能性のある者などが想定されます。なお、利用者の家族や利用者にサービス提供した他の事業所のサービス提供者が行う検査費用は助成対象外です。
16	3. 対象者	施設に通所するサービス（介護保険サービスの通所介護、障がい福祉サービスの生活介護など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者など、感染者と接触のあった者や、感染者と接触の可能性のある者が想定されます。

●亀岡市高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金に関するQ&A（令和3年3月9日現在）

番号	カテゴリ	質問内容	回答
17	3. 対象者	施設に入所するサービス（介護保険サービスの特養、障がい福祉サービスの共同生活援助など）で、職員が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者と同じ事業所の職員で、接触があった者などが想定されます。
18	3. 対象者	施設に入所するサービス（介護保険サービスの特養、障がい福祉サービスの共同生活援助など）で、利用者が感染者であった場合、具体的にどのような範囲の検査費用が助成対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、感染者にサービスを提供した者など、感染者と接触の可能性がある職員が想定されます。
19	3. 対象者	職員が陽性になった場合であって、直接サービスの提供を受けた利用者の家族の検査費用は対象となるか。	対象外です。
20	3. 対象者	助成対象となる職員の検査費用について、派遣社員など当該事業所所属以外の者の検査費用も対象か。	事業継続に必要と判断した検査費用であれば対象です。
21	4. 対象事業所	地域包括支援センターは対象となるか。	地域包括支援センターは、介護予防支援事業を行っている事業所として対象となります。
22	4. 対象事業所	いわゆる「医療みなし」の事業所も対象となるのか。	対象となります。ただし、いわゆる「医療みなし」は医療機関が自動的に指定されているものであるため、実際に介護サービスを実施している事業所を対象とします。
23	5. その他	当該補助事業は来年も継続されるのか。	次年度も実施予定です。
24	5. その他	府等の実施する新型コロナウイルス感染症検査に関する補助事業との併用は可能か。	併用できません。他の国、府の補助金等で措置されているものは本事業の対象としません。

●亀岡市高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金に関するQ&A（令和3年3月9日現在）

番号	カテゴリ	質問内容	回答
25	5. その他	PCR検査等はどうすれば受けることができるか。	民間検査機関やPCR検査等を実施できる医療機関で検査可能です。契約等の手続きは直接当該検査機関等と行っていただく必要があります。